

マイナポータルについて

情報システム部 委員 菅沼 俊広

マイナポータルとは

マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする行政手続がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりします。

マイナポータルで提供される具体的なサービスは以下のとおりです。※1

1. 手続の検索・電子申請
地方公共団体が提供している行政機関の手続を検索したり、オンライン申請ができる
2. 自己表示（わたしの情報）
行政機関などが持っている自分の特定個人情報を確認できる
3. お知らせ
行政機関などから配信されるお知らせを確認できる
4. 情報提供等記録表示（やりとり履歴（※行政機関の間での情報履歴））
情報提供ネットワークシステムを通じた住民の情報のやり取りの記録を確認できる（※実証ベータ版での表記となります。）
5. もっとつながる（外部サイト連携）
外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になる

もう少し、具体的に説明すると

1. 手続の検索・電子申請は、いつでもどこでも行政の手続ができるようになっていることを意味し、例えば、児童手当の現況届など、お住まいの地域のサービスや手続をお手元のパソコンやスマートフォンで簡単に検索でき、手続によってはそのまま申請できます。

2. 自己表示（わたしの情報）は、自身の情報やお知らせを必要な時に確認できることを意味し、例えば、自身の所得・地方税、行政からのお知らせなどがいつでも確認できます。

また、5. もっとつながる（外部サイト連携）は、外部ウェブサイトと繋げて便利に使えることを意味し、e-Taxやねんきんネット等の外部ウェブサイトと繋ぐことで、個別のIDやパスワードを入力することなくログインできます。また、マイナポータルで繋ぎ先のお知らせを確認できたりと使い方が広がります。※2

マイナポータルの使い方

マイナポータルは下記3つのステップで使うことができます。

Step 1、自分のマイナンバーカードと、登録した利用者証明用電子証明書パスワード（4桁）を用意

Step 2、パソコン・ICカードリーダーライター又はマイナンバーカードを読み取りすることができるスマートフォンを用意

Step 3、利用者登録を行う

パソコンで利用者登録を行うには、ICカードリーダーライターでマイナンバーカードを読み取る方法とスマートフォンのアプリでマイナンバーカードを読み取る方法があります（一部の機種では、マイナンバーカードをスマートフォンに搭載して利用することもできます）。

パソコンを利用する場合は、ログイン用アプリ（マイナポータルアプリとブラウザ拡張機能の両方）をインストールし、ICカードリーダーライターをパソコンに接続し、マイナンバーカードをセットして利用者登録/ログインボタンを押すことで登録ができます。

スマートフォンを利用する場合には、QRコードを読み取り、マイナポータルアプリをダウンロードし、マイナンバーカードを読み取ることで利用者登録/ログインすることができます。

マイナンバーカードを読み取る位置が正しくないと、読み取ることができないため、マイナンバーカードをうまく読み取れない場合は、使用しているスマートフォンの読み取り位置を確認してください。※3

マイナポータルは、昨年8月から実証ベータ版の運用が開始されており、今年の2月からは、実証ベータ版で、地方税に関する情報の閲覧や医療保険の資格情報のダウンロードができるようになっていました。なお、3月24日から「マイナポータル」の「実証版」が正式サービスとなり、実証版としていたデザインがマイナポータルのトップページになっています。※4

マイナポータルを使用していて、不明な点があれば、マイナポータルのよくある質問コーナーを確認することで、エラーの原因や対処方法を確認することができます。※1

税理士にとってのマイナポータル

税理士にとってのマイナポータルは、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション税務行政の将来像 2023-」※5でも記載のとおり、所得税等の申告（納付・還付）、年末調整の簡便化に活用されています。

年末調整の簡便化から始まった自動入力の対象は、生命保険、地震保険、株式特定口座、住宅ローン控除、医療費、国民年金保険料、公的年金などの源泉徴収票と拡充されてきており、本年1月からはiDeco、小規模企業共済等掛金、2月からは給与所得の源泉徴収票の自動入力ができるようになっていきます（給与支払報告書の自動入力は2027年2月からの実施が予定されています）。

国税庁は、将来的には、マイナポータルからログインして「確定申告」を選択し、「自動で計算」を選択することで、個々の項目や還付金振込口座の入力は不要（公金受取口座の登録が必要）とする（振替納税を利用すれば納付も自動）を予定しています。

現在でも、自動入力の対象となっている各種控除証明書の発行主体が電子データを作成し、そのデータをマイナポータルを経由して取り込み、確定申告書等作成コーナーへ取り込むことで、入力を行うことなく申告書を作成することができ、そのまま電子申告を行うことができるようになっています。

自動入力の対象となっている各種控除や源泉徴収票等が拡大していけば、データは発行主体が作成し、確定申告書等作成コーナーへそのままデータを取り込むことができるため、入力ミスはなくなり、また、国税庁が用意している確定申告書作成システムを利用するため、計算ミスもなくなり、日本版記入済申告書が実現することになります。

データの自動連携が進めば、このような状況になることが予想されますが、データの自動連携をするためには、初めは人の手で連携することが必要になります。例えば、生命保険料控除を自動連携するためには、初回の連携で、契約している生命保険会社に連絡し、電子データで生命保険料控除証明書を発行してもらう手続をします。複数の生命保険契約がある場合には、生命保険会社毎に同様の作業が必要で、実際にはかなりの手間がかかります（電子データの発行依頼をしてから、発行されるまでには数日を要します）。また、医療費通知書のように、発行目的が医療費控除のためのものではない場合、医療費控除の対象になるものを選別したり、記載されていないものを追加する作業も発生してきます。

マイナポータルの利用は、代理人の設定はできるものの本人が上述の設定を行うことが前提となっており、ボタン一つで全てが連携するわけではなく、連携するまでには、ある程度のIT知識と時間が必要になってきます。

このように当初の連携作業は、手間と知識が必要となりますが、一度連携してしまえば、次回以降は設定の必要がなくなり、また、前年度のデータを利用して当年度の申告書等を作成することができるようになるため、電子化の進展によって自動入力も進んでいくものと考えられます。

ITツールやシステムは実際に利用してみないと、どのように便利なのか、不便なのかわかりません。また、システムを作成する際には、利用者のことをあまり考えて作成していないことがよくあります。

所得税の確定申告が終了したばかりですが、今後の電子化について、来年から自身の申告はマイナポータルを利用して行ってみてはいかがでしょうか？

【参考ページ】

- ※1. マイナポータルよくある質問
https://faq.myna.go.jp/?site_domain=default
- ※2. あなたのためのマイナポータル
https://myna.go.jp/html/about_mynportal.html
- ※3. スマートフォンのICカードセット位置について
https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer/android.html
- ※4. マイナポータル
<https://services.digital.go.jp/mynportal/>
- ※5. 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation2023/index.htm>